

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第46号**

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（行為の制限） 第2条 略</p> <p>2 国又は県の機関（次に掲げる独立行政法人等を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） <u>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構</u></p> <p>（4）～（8） 略</p> <p>3 略</p>	<p>（行為の制限） 第2条 略</p> <p>2 国又は県の機関（次に掲げる独立行政法人等を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） <u>独立行政法人雇用・能力開発機構</u></p> <p>（4）～（8） 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。